技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示

技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営 1　文書の作成 産業競争力強化法（以下「法」という。）第六十八条第一項の規定に基づき認定を受けようとする者（認定を受けた者を含む。以下総称してこの告示において「機関」という。）は、この告示で求められている事項であって、その機関内で法第二条第二十七項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務に関係する者が従うべきものを文書（当該文書の改正等を管理するための手順に係るものを含む。）として作成し、保管するとともに、当該関係する者が常に利用できるようにするものとする。 2　秘密の保護 機関は、認証業務（法第二条第二十七項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であって、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から取得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもって管理するものとする。ただし、公知化されている情報、認証業務若しくは指導助言業務の実施若しくは苦情若しくは異議申立ての処理の過程において公知化された情報又は秘密保持に関する契約において秘密保持の対象から明確に除外されている情報については、この限りでない。 一～五　（略） 3　（略）	第一　基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営 1　文書の作成 産業競争力強化法（以下「法」という。）第六十八条第一項の規定に基づき認定を受けようとする者（認定を受けた者を含む。以下総称してこの告示において「機関」という。）は、この告示で求められている事項であって、その機関内で法第二条第二十六項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務に関係する者が従うべきものを文書（当該文書の改正等を管理するための手順に係るものを含む。）として作成し、保管するとともに、当該関係する者が常に利用できるようにするものとする。 2　秘密の保護 機関は、認証業務（法第二条第二十六項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であって、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。以下同じ。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から取得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもって管理するものとする。ただし、公知化されている情報、認証業務若しくは指導助言業務の実施若しくは苦情若しくは異議申立ての処理の過程において公知化された情報又は秘密保持に関する契約において秘密保持の対象から明確に除外されている情報については、この限りでない。 一～五　（略） 3　（略）

附　則

この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

○個人情報保護委員会告示第八号

国家情報会議設置法（令和八年法律第二十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟